

受付番号② 質問回答書

二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業に係る公募型プロポーザルの質問事項について、下記のとおり回答します。

No.	質 問	回 答
1	・別表 2 予想されるリスクと責任分担 不可抗力(天変地異、騒乱・テロ行為等) により事業及び工事を中止・変更・延期を せざる得ない場合は別途協議に応じてい ただけますか。	別途協議に応じます。
2	・別表 2 予想されるリスクと責任分担 急激なインフレや世界情勢などにより部 材調達等が困難となった場合、事業の延 長を含めて協議に応じていただけますか。	別途協議に応じます。
3	・仕様書項番 6 業務内容 既存照明器具の撤去、廃棄処分が業務内 容とありますが、既存照明器具等は貴町 所有物との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	・仕様書項番 6 業務内容 新たに導入する照明設備には動産総合 保険(期間の経過に伴い保険金額が逡減 する一般的な保険)の加入が必要でしょ うか。	動産総合保険への加入は必須ではありません。
5	・仕様書項番 6 業務内容 事業履行のため本業務の一部(設計、機 器設置工事、提出書類の作成、維持管理 業務等)を第三者へ委託することは可能 でしょうか。	事業履行に伴う第三者への業務委託は可能で す。委託先と委託業務の内容について、適宜共 有をお願いします。
6	・契約について プロポーザル審査会への参加や契約締 結に係る保証金等はないとの認識でよろ しいでしょうか。	ご認識のとおりです。参加表明時の提出書類の 中で、これまでの業務実績を確認するため、契 約保証金を免除することができます。

7	・契約について 契約書(雛形)がございましたら開示いただくことはできますか。また契約形態は2者間を想定していますか、それとも共同事業体構成員を含めた複数者での契約となりますか。	町 HP へ本回答を掲載するタイミングで質問をいただいた全事業者へ個別に電子メールにて契約書の約款を送るものとします。契約形態はリース事業者との2者間となります。
8	・実施要領 14 質問の受付及び回答 質疑の回答内容によってあらたな疑義が生じた場合、提案書提出日までに追加質疑を行うことを認めていただくことは可能でしょうか。	認められません。
9	・実施要領 14 質問の受付及び回答 公平性確保の観点から、各事業者から提出された質疑およびそれに対する回答について、全て開示いただくことは可能でしょうか。	質問回答については事業者名を伏せた上で町 HP に全て公開いたします。
10	・実施要領 21 本契約 設置後の製品が仕様を満たしていなかった場合、情報開示請求等で仕様遵守状況を確認する事は可能でしょうか。	可能です。
11	・実施要領 15 業務提案書等の提出 提案書の提出については word や ppt 等形式は任意として宜しいでしょうか。	任意のファイル形式で構いません。
12	・二宮町立体育館 既存照明・種類一覧(想定) 現地数量に増減があった場合、契約変更の協議対象となりますでしょうか。	契約後に増減があった場合は、契約変更の協議対象となります。
13	・二宮町立体育館 既存照明・種類一覧(想定) 現地確認の結果、既存照明・種類一覧表に記載されているものの、現地に対象照明が存在しない箇所が確認された場合、当該数量については見積対象外とし、必要に応じて契約変更協議の対象となるものと考えてよろしいでしょうか。	契約後に増減があった場合は、契約変更の協議対象となります。提案書提出時には、現地確認ベースでの見積金額で構いません。

14	・二宮町立体育館 既存照明・種類一覧 (想定) 既に LED 照明へ更新済みの箇所につきましては、本事業の対象範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	・二宮町立体育館 既存照明・種類一覧 (想定) 本事業の仕様書や評価項目表を確認した限りでは、既存器具の状態や施設の安全性を踏まえた結果、器具交換が望ましいと判断される場合であっても、まずはランプ交換を前提として見積金額を算出することで、価格面での提案競争力を高めることが可能と考えております。 その上で、優先交渉権獲得後の詳細調査や協議の結果、妥当かつ合理的な理由により器具交換が最適であると判断された場合には、契約内容の変更およびそれに伴う費用について別途協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	協議には応じさせていただきますが、別表1評価項目表にて、見積書の金額の評価点を定めています。そのため、評価点を高くするために、最初から低い金額での提案を避けるため、契約金額が上がることへの正確な根拠をお示しいただきます。
16	・仕様書項番 5 業務対象期間 本事業につきましては、設置期限(令和 8 年 12 月 31 日)までの履行期限を前提としておりますが、「AI 需要による半導体不足」や「中東情勢」などの影響により、製品の納期遅延や工期遅延が生じる可能性がございます。その場合には事業者の責に帰さない事由として取り扱われるものと認識しておりますところ、事前に協議のうえ貴町のご承認をいただけた場合には、損害金等の費用は発生しないとの理解で相違ない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。事業者の責めに帰さない場合は、適宜協議することといたします。

17	・仕様書項番 7 賃貸借物件の仕様 施工前(調査時)の絶縁測定において不点灯箇所があった場合、回路構成が不明でも周囲の状況から推測して調査・施工を進めてもよろしいでしょうか。なお、不点灯の原因が配線側の不具合によるものであった場合、または絶縁測定の結果、LED 化工事前の測定値が不良で既設配線の劣化と判断された場合の改修費用については、発注者様(貴町)負担にてご対応いただくとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて別途、協議することといたします。
18	・仕様書項番 7 賃貸借物件の仕様 PCB を含む器具等が発見された場合、所有者様での処分が必要となる為、事業者は貴町が指定する場所までの運搬との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	・仕様書項番 7 賃貸借物件の仕様 LED 照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED 照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保守等の費用負担は貴町との認識でよろしいでしょうか。	発生した場合は詳細を説明していただき、協議することといたします。
20	・仕様書項番 7 賃貸借物件の仕様 既設器具の設置箇所に下地がない場合、下地補強等に要する費用は別途追加との認識でよろしいでしょうか。なお、追加対応が不可の場合は、事前に下地のない箇所を特定のうえご教示ください。	別途追加となります。
21	・仕様書項番 7 賃貸借物件の仕様 公共施設の LED 化事業においては、不特定多数の利用者が日常的に使用する施設であることから、安全性、信頼性および長期的な維持管理性の確保が極めて重要であると考えております。また、周辺自治体における同種事業においても、	ご認識のとおりです。

	一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004「公共施設用照明器具」への適合を求める事例が多数見受けられることから、本事業においても同規格への適合は必須要件として取り扱うべきものと認識しております。 特に、JIL5004 に適合していない器具を採用した場合、器具性能、安全性、耐久性等に関する品質水準が十分に担保されず、施設利用者の安全確保や維持管理上のリスクが生じるおそれがあります。このため、規格に設定のない器具を選定する場合についても、一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」「確認外」のすべてに登録対応器具を有するメーカーの製品の採用頂くことが適切と考えておりますがいかがでしょうか。 なお、メーカーの適合状況については、一般社団法人日本照明工業会ホームページに掲載されている登録情報を根拠として確認する認識ですが、その判断基準は2026年4月27日時点の掲載内容によるものであるべきと認識しております。	
22	・仕様書項番 7 賃貸借物件の仕様 外部に設置する照明器具については、適切な防水性・耐候性・耐食性を有することとの記載がありますが、各メーカーともランプ交換の場合、当該仕様を満たす製品が見当たりません。 そのため、外部に設置する照明器具についてはランプ交換ではなく、照明器具本体の交換が必須であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

23	・仕様書項番 8 維持管理業務等 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下の原因が既設の灯具にある場合、灯具の修繕費用は貴町の負担でよろしいでしょうか。	発生した場合は詳細を説明していただき、協議することといたします。
----	--	---